

山武市情報公開条例第5条の2第2項の規定による開示請求権の濫用禁止に係る
開示請求を却下する基準を定める規則

【基準を定める根拠】規則①

山武市情報公開条例の一部改正に伴い、第5条の2が追加されたことによります。

(開示請求権の濫用禁止)

第5条の2 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。

2 実施機関は、前項に規定する公文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができる。

【基準の内容】規則②

3つの基準に限定列挙しました。

- (1) 公文書の開示を請求しようとするものの言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が公文書の開示以外にあることが明らかに認められるとき。
- (2) 相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めたにもかかわらず補正に応じない等、開示請求者が公文書の開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるととき。
- (3) 開示決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧等せずに繰り返し同様の公文書を開示請求する等、開示請求者が開示請求するだけで開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

【却下の手続】規則③

開示請求者に通知するとともに、情報公開審査会に報告することとしました。

【適用に際して】規則④

安易に却下することがないように、厳格に適用しなければならないこととしました。

【施行日】附則

平成28年4月1日施行としました。